

愛知県地域防災計画（地震災害対策計画）

新旧対照表（案）

頁	現行（平成23年6月修正）	改正案	改正理由								
	<p>第1編 総則</p> <p>第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p>									
12	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、<u>地震予知情報等</u>を含む。）の収集伝達を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、<u>地震予知情報等</u>を含む。）を行う。</td> </tr> </table>	県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>地震予知情報等</u> を含む。）の収集伝達を行う。		(2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>地震予知情報等</u> を含む。）を行う。	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、<u>東海地震に関連する情報等</u>を含む。）の収集伝達を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、<u>東海地震に関連する情報等</u>を含む。）を行う。</td> </tr> </table>	県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>東海地震に関連する情報等</u> を含む。）の収集伝達を行う。		(2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>東海地震に関連する情報等</u> を含む。）を行う。	表記の整理
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>地震予知情報等</u> を含む。）の収集伝達を行う。										
	(2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>地震予知情報等</u> を含む。）を行う。										
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>東海地震に関連する情報等</u> を含む。）の収集伝達を行う。										
	(2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>東海地震に関連する情報等</u> を含む。）を行う。										
13	<table border="1"> <tr> <td>県警察</td> <td>(4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、<u>地震予知情報等</u>を含む。）の伝達を行う。</td> </tr> </table>	県警察	(4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>地震予知情報等</u> を含む。）の伝達を行う。	<table border="1"> <tr> <td>県警察</td> <td>(4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、<u>東海地震に関連する情報等</u>を含む。）の伝達を行う。</td> </tr> </table>	県警察	(4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>東海地震に関連する情報等</u> を含む。）の伝達を行う。	表記の整理				
県警察	(4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>地震予知情報等</u> を含む。）の伝達を行う。										
県警察	(4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>東海地震に関連する情報等</u> を含む。）の伝達を行う。										
	<p>2 市町村</p>	<p>2 市町村</p>									
14	<table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、<u>地震予知情報等</u>を含む。）の収集伝達を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、<u>地震予知情報等</u>を含む。）を行う。</td> </tr> </table>	市町村	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>地震予知情報等</u> を含む。）の収集伝達を行う。		(3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>地震予知情報等</u> を含む。）を行う。	<table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、<u>東海地震に関連する情報等</u>を含む。）の収集伝達を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、<u>東海地震に関連する情報等</u>を含む。）を行う。</td> </tr> </table>	市町村	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>東海地震に関連する情報等</u> を含む。）の収集伝達を行う。		(3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>東海地震に関連する情報等</u> を含む。）を行う。	表記の整理
市町村	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>地震予知情報等</u> を含む。）の収集伝達を行う。										
	(3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>地震予知情報等</u> を含む。）を行う。										
市町村	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>東海地震に関連する情報等</u> を含む。）の収集伝達を行う。										
	(3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、 <u>東海地震に関連する情報等</u> を含む。）を行う。										
	<p>3 指定地方行政機関</p>	<p>3 指定地方行政機関</p>									
16	<table border="1"> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>(1) <u>火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導を行う。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) <u>全鉱山に対し、保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、監督官を現地に派遣し、保安に関し適当な措置をとらせるよう指導する。</u></td> </tr> </table>	中部近畿産業保安監督部	(1) <u>火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導を行う。</u>		(2) <u>全鉱山に対し、保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、監督官を現地に派遣し、保安に関し適当な措置をとらせるよう指導する。</u>	<table border="1"> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td><u>高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</u></td> </tr> </table>	中部近畿産業保安監督部	<u>高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</u>	対策の整理		
中部近畿産業保安監督部	(1) <u>火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導を行う。</u>										
	(2) <u>全鉱山に対し、保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、監督官を現地に派遣し、保安に関し適当な措置をとらせるよう指導する。</u>										
中部近畿産業保安監督部	<u>高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</u>										
19	<table border="1"> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(2) 地震防災応急対策 イ 道路利用者に対して、<u>地震予知情報等</u>及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、</td> </tr> </table>	中部地方整備局	(2) 地震防災応急対策 イ 道路利用者に対して、 <u>地震予知情報等</u> 及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、	<table border="1"> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(2) 地震防災応急対策 イ 道路利用者に対して、<u>東海地震に関連する情報等</u>及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用</td> </tr> </table>	中部地方整備局	(2) 地震防災応急対策 イ 道路利用者に対して、 <u>東海地震に関連する情報等</u> 及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用	表記の整理				
中部地方整備局	(2) 地震防災応急対策 イ 道路利用者に対して、 <u>地震予知情報等</u> 及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、										
中部地方整備局	(2) 地震防災応急対策 イ 道路利用者に対して、 <u>東海地震に関連する情報等</u> 及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用										

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。	いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。	
	5 指定公共機関	5 指定公共機関	
21	日本放送協会 (4) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、 <u>地震予知情報等</u> の放送を行う。	日本放送協会 (4) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、 <u>東海地震に関連する情報等</u> の放送を行う。	表記の整理
22	中日本高速道路株式会社 (1) 警戒宣言、 <u>地震予知情報等</u> を伝達する。	中日本高速道路株式会社 (1) 警戒宣言、 <u>東海地震に関連する情報等</u> を伝達する。	表記の整理
	中部国際空港株式会社 (1) 地震に関する情報（ <u>東海地震に関する情報</u> を含む。）を収集し、空港利用者に正確かつ迅速に伝達する。	中部国際空港株式会社 (1) 地震に関する情報（ <u>東海地震に関連する情報</u> を含む。）を収集し、空港利用者に正確かつ迅速に伝達する。	表記の整理
	第2編 災害予防 第2章 建築物等の安全化 第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備 6 港湾・漁港・海岸・河川 (1) 港湾 （追加）	第2編 災害予防 第2章 建築物等の安全化 第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備 6 港湾・漁港・海岸・河川 (1) 港湾 エ 津波被害低減対策 <u>港湾における津波被害の低減を図るため、コンテナ等の流出防止柵の設置や、埠頭用地等の嵩上げを実施する。</u>	対策の追加
39	(3) 海岸 イ 水門、陸閘等の改築、補修 老朽化により機能低下している水門、陸閘等を改築、補修する。 また、必要に応じて <u>開門</u> 操作の自動化、遠隔操作等を図る。	(3) 海岸 イ 水門、陸閘等の改築、補修 老朽化により機能低下している水門、陸閘等を改築、補修する。 また、必要に応じて <u>開閉門</u> 操作の自動化、遠隔操作等を図る。	表記の整理
50	第3章 都市の防災性の向上 ■ 基本方針 ○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。	第3章 都市の防災性の向上 ■ 基本方針 ○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、 <u>適切に土地利用計画を定め</u> 、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。	表記の整理

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由						
55	<p>第 5 章 地盤災害の予防</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 331 1034 411"> <tr> <td data-bbox="197 331 443 411">第 4 節 土砂災害の防止</td> <td data-bbox="443 331 607 411">県</td> <td data-bbox="607 331 1034 411">(略)</td> </tr> </table>	第 4 節 土砂災害の防止	県	(略)	<p>第 5 章 地盤災害の予防</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1072 331 1910 411"> <tr> <td data-bbox="1072 331 1323 411">第 4 節 土砂災害の防止</td> <td data-bbox="1323 331 1496 411">中部地方整 備局、県</td> <td data-bbox="1496 331 1910 411">(略)</td> </tr> </table>	第 4 節 土砂災害の防止	中部地方整 備局、県	(略)	実施主体の追加
第 4 節 土砂災害の防止	県	(略)							
第 4 節 土砂災害の防止	中部地方整 備局、県	(略)							
56	<p>第 4 節 土砂災害の防止</p> <p>県（建設部）における措置</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村等に対しては、<u>土石流発生基準雨量等の設定、土砂災害に対する予報又は警報の発令及び伝達、避難、その他警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。</u></p>	<p>第 4 節 土砂災害の防止</p> <p>中部地方整備局及び県（建設部、農林水産部）における措置</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村等に対しては、<u>土砂災害警戒情報の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知</u>その他警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。</p>	対策の追加 表記の整理						
62	<p>第 6 章 防災施設等の整備</p> <p>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>3 県警察における措置</p> <p>県警察は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車両等の災害警備用装備資機材の整備を図る。</p>	<p>第 6 章 防災施設等の整備</p> <p>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>3 県警察における措置</p> <p>県警察は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車両等の災害警備用装備資機材の整備を図るとともに、<u>燃料備蓄施設を整備する。</u></p> <p><u>また、災害応急対策への迅速的確な態勢を確立するため、警察施設の自家発電設備等の充実を図る。</u></p>	対策の追加						
75	<p>第 9 章 津波予防対策</p> <p>第 4 節 津波防災事業の推進</p> <p>3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置</p> <p>(3) 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び非常時の管理方法</p>	<p>第 9 章 津波予防対策</p> <p>第 4 節 津波防災事業の推進</p> <p>3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置</p> <p>(3) 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・<u>確実・安全</u>に行うための体制、手順及び非常時の管理方法</p>	対策の整備						
	第 11 章 防災訓練及び防災意識の向上	第 11 章 防災訓練及び防災意識の向上							

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改正案	改正理由						
80	<p>第 1 節 防災訓練の実施</p> <p>4 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 計画の策定及び周知徹底</p> <p>災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p> <p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1) 県災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置・廃止基準</p>	<p>第 1 節 防災訓練の実施</p> <p>4 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 計画の策定及び周知徹底</p> <p>災害の種別に応じ、学校等の規模、<u>所在地の特性</u>、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、<u>県（防災局）や市町村防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</u></p> <p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1) 県災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置・廃止基準</p>	対策の整備						
88	<table border="1" data-bbox="197 874 1032 1034"> <tr> <td data-bbox="197 874 427 1034">気象予警報等による場合</td> <td data-bbox="427 874 1032 1034"> <ul style="list-style-type: none"> 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (中略)「<u>愛知県外海大津波</u>」又は「<u>伊勢・三河湾大津波</u>」の津波警報 </td> </tr> </table>	気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (中略)「<u>愛知県外海大津波</u>」又は「<u>伊勢・三河湾大津波</u>」の津波警報 	<table border="1" data-bbox="1070 874 1906 1034"> <tr> <td data-bbox="1070 874 1301 1034">気象予警報等による場合</td> <td data-bbox="1301 874 1906 1034"> <ul style="list-style-type: none"> 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (中略) <u>愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報（津波）若しくは津波警報（大津波）</u> </td> </tr> </table>	気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (中略) <u>愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報（津波）若しくは津波警報（大津波）</u> 	対策の整備 表記の整理		
気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (中略)「<u>愛知県外海大津波</u>」又は「<u>伊勢・三河湾大津波</u>」の津波警報 								
気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (中略) <u>愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報（津波）若しくは津波警報（大津波）</u> 								
92	<p>第 2 章 通信の運用</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 1150 1032 1305"> <tr> <td data-bbox="197 1150 315 1305">第 1 節 通信手段の確保</td> <td data-bbox="315 1150 450 1305">県</td> <td data-bbox="450 1150 1032 1305"> <p>2(1) <u>耐震通信施設等</u>の使用</p> <p>2(2) <u>国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）</u>の使用</p> </td> </tr> </table>	第 1 節 通信手段の確保	県	<p>2(1) <u>耐震通信施設等</u>の使用</p> <p>2(2) <u>国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）</u>の使用</p>	<p>第 2 章 通信の運用</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1070 1150 1906 1305"> <tr> <td data-bbox="1070 1150 1189 1305">第 1 節 通信手段の確保</td> <td data-bbox="1189 1150 1323 1305">県</td> <td data-bbox="1323 1150 1906 1305"> <p>2(1) <u>災害対策用指揮車等</u>の使用</p> <p>2(2) <u>耐震通信施設</u>の使用</p> <p>2(3) <u>国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）</u>の使用</p> </td> </tr> </table>	第 1 節 通信手段の確保	県	<p>2(1) <u>災害対策用指揮車等</u>の使用</p> <p>2(2) <u>耐震通信施設</u>の使用</p> <p>2(3) <u>国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）</u>の使用</p>	表記の整理（風水害等編との整合）
第 1 節 通信手段の確保	県	<p>2(1) <u>耐震通信施設等</u>の使用</p> <p>2(2) <u>国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）</u>の使用</p>							
第 1 節 通信手段の確保	県	<p>2(1) <u>災害対策用指揮車等</u>の使用</p> <p>2(2) <u>耐震通信施設</u>の使用</p> <p>2(3) <u>国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）</u>の使用</p>							
95	<p>第 1 節 通信手段の確保</p> <p>2 県（防災局）における措置</p> <p>(追加)</p>	<p>第 1 節 通信手段の確保</p> <p>2 県（防災局）における措置</p> <p><u>(1) 災害対策用指揮車等の使用</u></p>							

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由						
	<p>(1) <u>耐震通信施設等の使用</u> <u>県は、防災行政無線網や衛星通信施設が被災し、通信が寸断された場合に備えて県庁及び東三河総合庁舎直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、災害情報の収集伝達を行うとともに、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局により、被災地域等における防災情報の収集伝達を確保する。</u></p> <p>(2) <u>国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用</u> (略)</p> <p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報 ■ 主な機関の措置</p>	<p><u>県は、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局により、被災地域等における防災情報の収集伝達を確保する。</u></p> <p>(2) <u>耐震通信施設の使用</u> <u>県は、地上系通信施設が被災し通信に障害が生じた場合は、県庁及び東三河総合庁舎直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、衛星通信により災害情報の収集伝達を行う。</u></p> <p>(3) <u>国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用</u> (略)</p> <p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報 ■ 主な機関の措置</p>							
99	<table border="1" data-bbox="197 715 1043 874"> <tr> <td data-bbox="197 715 398 874">第 1 節 津波警報等・ 地震情報等の 伝達</td> <td data-bbox="398 715 517 874">その他 防災関係機関</td> <td data-bbox="517 715 1043 874">5 情報収集及び関係機関相協力による情報等の周知徹底</td> </tr> </table>	第 1 節 津波警報等・ 地震情報等の 伝達	その他 防災関係機関	5 情報収集及び関係機関相協力による情報等の周知徹底	<table border="1" data-bbox="1070 715 1917 874"> <tr> <td data-bbox="1070 715 1263 874">第 1 節 津波警報等・ 地震情報等の 伝達</td> <td data-bbox="1263 715 1382 874">その他 防災関係機関</td> <td data-bbox="1382 715 1917 874">5(1) 情報収集及び関係機関相協力による情報等の周知徹底 5(2) <u>大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査の実施と被災想定の情報提供</u></td> </tr> </table>	第 1 節 津波警報等・ 地震情報等の 伝達	その他 防災関係機関	5(1) 情報収集及び関係機関相協力による情報等の周知徹底 5(2) <u>大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査の実施と被災想定の情報提供</u>	対策の追加
第 1 節 津波警報等・ 地震情報等の 伝達	その他 防災関係機関	5 情報収集及び関係機関相協力による情報等の周知徹底							
第 1 節 津波警報等・ 地震情報等の 伝達	その他 防災関係機関	5(1) 情報収集及び関係機関相協力による情報等の周知徹底 5(2) <u>大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査の実施と被災想定の情報提供</u>							
100	<p>第 1 節 津波警報等・地震情報等の伝達 1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置 (2) <u>地震に関する情報</u> ア <u>緊急地震速報の実施</u> (略)</p> <p>5 その他防災関係機関における措置 <u>気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図るものとする。</u> (追加)</p> <p>第 3 節 広報</p>	<p>第 1 節 津波警報等・地震情報等の伝達 1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置 (2) <u>地震に関する情報等</u> ア <u>緊急地震速報</u> (略)</p> <p>5 その他防災関係機関における措置 <u>(1) 気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図るものとする。</u> <u>(2) 中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。</u></p> <p>第 3 節 広報</p>	<p>表記の整理 表記の整理</p> <p>対策の追加</p>						

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
105	<p>3 各機関の措置</p> <p>(2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。</p> <p>エ インターネットホームページ掲載</p> <p>第 4 章 応援協力・派遣要請</p> <p>第 2 節 救援隊等による協力</p>	<p>3 各機関の措置</p> <p>(2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。</p> <p>エ インターネットホームページ掲載<u>及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u></p> <p>第 4 章 応援協力・派遣要請</p> <p>第 2 節 救援隊等による協力</p>	対策の追加
109	<p>1 県公安委員会における措置（広域緊急援助隊等）</p> <p>県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、<u>災害警備活動に当たる</u>広域緊急援助隊等の援助要求を行うものとする。</p> <p>第 3 節 自衛隊の災害派遣</p>	<p>1 県公安委員会における措置（広域緊急援助隊等）</p> <p>県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、<u>災害警察活動にあたる</u>広域緊急援助隊等の援助要求を行うものとする。</p> <p>第 3 節 自衛隊の災害派遣</p>	表記の整理
111	<p>3 市町村又は関係機関における措置</p> <p>(1) 市町村長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p>	<p>3 市町村又は関係機関における措置</p> <p>(1) 市町村長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p> <p><u>この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知する。</u></p>	対策の追加
112	<p>(3) 市町村長は、災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p>	<p>(3) 市町村長は、災害対策基本法第 68 条の 2 <u>第 1 項及び第 2 項</u>の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p>	対策の追加
118	<p>第 5 章 救出・救助対策</p> <p>第 1 節 救出・救助活動</p> <p>4 県公安委員会における措置</p> <p>県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、<u>災害警備活動に当たる</u>広域緊急援助隊等の援助の要求を行うものとする。</p> <p>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第 2 節 防疫・保健衛生</p>	<p>第 5 章 救出・救助対策</p> <p>第 1 節 救出・救助活動</p> <p>4 県公安委員会における措置</p> <p>県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、<u>災害警察活動にあたる</u>広域緊急援助隊等の援助要求を行うものとする。</p> <p>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第 2 節 防疫・保健衛生</p>	表記の整理

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
133	<p>4 栄養指導 <u>県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市</u>は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行う。</p> <p>5 健康管理 (1) 県及び市町村は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談を行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。</p> <p>第 8 章 地域安全・交通・緊急輸送対策 第 1 節 地域安全対策 1 県警察における措置</p>	<p>4 栄養指導等 県及び市町村は、避難所等における炊き出しの実施に際し、<u>栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</u></p> <p>5 健康管理 (1) 県及び市町村は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や<u>口腔ケア</u>を行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。</p> <p>第 8 章 地域安全・交通・緊急輸送対策 第 1 節 地域安全対策 1 県警察における措置</p>	<p>対策の整備 表記の整理</p> <p>対策の整備</p>
137	<p>(2) 広報、相談活動 イ 相談活動 警察本部、警察署に災害相談所を開設し、<u>行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>(3) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</u> (略)</p>	<p>(2) 広報、相談活動 イ 相談活動 警察本部、警察署に災害相談所を開設し、<u>または避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。</u></p> <p><u>(3) 行方不明者発見・保護活動</u> <u>行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。</u></p> <p><u>(4) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</u> (略)</p>	<p>対策の整備</p>
157	<p>第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給 第 2 節 食品の供給 5 米穀の原料調達 (2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「<u>愛知県応急米穀取扱要領</u>」により調達を図る。</p> <p>第 13 章 遺体の取扱い 第 2 節 遺体の処理 1 市町村における措置</p>	<p>第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給 第 2 節 食品の供給 5 米穀の原料調達 (2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「<u>愛知県応急米穀取扱要領</u>」及び「<u>災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領</u>」により調達を図る。</p> <p>第 13 章 遺体の取扱い 第 2 節 遺体の処理 1 市町村における措置</p>	<p>表記の修正（前回修正誤り）</p>

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
163	<p>(1) 遺体の収容及び一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。</p> <p>第 14 章 交通施設の応急対策 第 3 節 空港施設対策</p>	<p>(1) 遺体の収容及び一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。 <u>なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>第 14 章 交通施設の応急対策 第 3 節 空港施設対策</p>	対策の追加
169	<p>1 中部国際空港株式会社における措置</p> <p>(1) 危機管理本部の設置 震度 5 弱以上の地震が発生した場合又は「伊勢・三河湾津波」若しくは「伊勢・三河湾大津波」の津波警報が発表された場合は、危機管理本部を設置し、非常参集要員は、勤務場所に参集する。</p> <p>(3) 緊急対応措置の実施 (中略) 強い揺れ(震度 5 弱以上)の地震が発生した場合及び「伊勢・三河湾津波」並びに「伊勢・三河湾大津波」の津波警報が発表された場合は、空港利用者及び空港施設内の事業者に対し、迅速に建物内の安全な場所に避難することを周知し、避難誘導を実施する。</p>	<p>1 中部国際空港株式会社における措置</p> <p>(1) 危機管理本部の設置 震度 5 弱以上の地震が発生した場合又は伊勢・三河湾に津波警報(津波)若しくは津波警報(大津波)が発表された場合は、危機管理本部を設置し、非常参集要員は、勤務場所に参集する。</p> <p>(3) 緊急対応措置の実施 (中略) 強い揺れ(震度 5 弱以上)の地震が発生した場合及び伊勢・三河湾に津波警報(津波)若しくは津波警報(大津波)が発表された場合は、空港利用者及び空港施設内の事業者に対し、迅速に建物内の安全な場所に避難することを周知し、避難誘導を実施する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
174	<p>第 15 章 ライフライン施設の応急対策 第 1 節 電力施設対策 中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置</p> <p>(6) 広報活動の実施 ア 利用者に対する広報 (イ) <u>移動相談所の開設</u> 被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため<u>速やかに移動相談所を開設する。</u></p>	<p>第 15 章 ライフライン施設の応急対策 第 1 節 電力施設対策 中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置</p> <p>(6) 広報活動の実施 ア 利用者に対する広報 (イ) <u>臨時電気相談窓口の設置</u> 被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、<u>臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。</u></p>	表記の整理

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由															
178	<p>第 16 章 住宅対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の建設、<u>被災家屋</u>の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。</p>	<p>第 16 章 住宅対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の建設、<u>被災住宅</u>の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。</p>	表記の整理															
179	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 486 1041 603"> <tr> <td data-bbox="197 486 398 526">第 5 節</td> <td data-bbox="398 486 517 526">県</td> <td data-bbox="517 486 1041 526">(1) 応急修理の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 526 398 566">住宅の応急修理</td> <td data-bbox="398 526 517 566"></td> <td data-bbox="517 526 1041 566">(2) 応援協力の要請</td> </tr> </table>	第 5 節	県	(1) 応急修理の実施	住宅の応急修理		(2) 応援協力の要請	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1072 486 1917 603"> <tr> <td data-bbox="1072 486 1274 526">第 5 節</td> <td data-bbox="1274 486 1393 526">県</td> <td data-bbox="1393 486 1917 526">1(1) 応急修理の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 526 1274 566">住宅の応急修理</td> <td data-bbox="1274 526 1393 566"></td> <td data-bbox="1393 526 1917 566">1(2) 応援協力の要請</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 566 1274 603">理</td> <td data-bbox="1274 566 1393 603">市町村</td> <td data-bbox="1393 566 1917 603">2 応急修理に関する補助事務</td> </tr> </table>	第 5 節	県	1(1) 応急修理の実施	住宅の応急修理		1(2) 応援協力の要請	理	市町村	2 応急修理に関する補助事務	対策の整備
第 5 節	県	(1) 応急修理の実施																
住宅の応急修理		(2) 応援協力の要請																
第 5 節	県	1(1) 応急修理の実施																
住宅の応急修理		1(2) 応援協力の要請																
理	市町村	2 応急修理に関する補助事務																
182	<p>第 5 節 住宅の応急修理</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>オ 修理の方法</p> <p>住宅の応急修理は、<u>応急仮設住宅の建設の方法</u>に準じて現物給付をもって実施する。</p> <p>カ 給付対象者の範囲</p> <p><u>半壊の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</u></p> <p>(2) 応援協力の要請</p> <p>県は被災住宅の応急修理に当たっては、<u>社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、社団法人愛知電業協会、愛知県電気工事業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生工事業協会</u>に対して協力を要請する。</p>	<p>第 5 節 住宅の応急修理</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>オ 修理の方法</p> <p>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</p> <p>カ 給付対象者の範囲</p> <p><u>半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</u></p> <p>(2) 応援協力の要請</p> <p>県は被災住宅の応急修理に当たっては、<u>協定締結団体</u>に協力を要請する。</p> <p>＜協定締結団体＞</p> <p>社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、社団法人愛知電業協会、愛知県電気工事業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生</p>	表記の整理															

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
183	<p>(追加)</p> <p>2 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第 4 編 災害復旧 第 1 章 民生安定のための緊急措置 第 2 節 金融対策 1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(2) 金融機関等に対する要請</p> <p>イ 保険会社への措置</p> <p>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</p> <p>エ 証券会社等への措置</p> <p>(エ) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p>	<p><u>工事業協会</u></p> <p>2 市町村における措置 <u>住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。</u></p> <p>3 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第 4 編 災害復旧 第 1 章 民生安定のための緊急措置 第 2 節 金融対策 1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(2) 金融機関等に対する要請</p> <p>イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</p> <p>エ 証券会社等への措置</p> <p>(エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p>	<p>対策の整備</p>
190	<p>イ 保険会社への措置</p> <p>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</p> <p>エ 証券会社等への措置</p> <p>(エ) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p>	<p>イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</p> <p>エ 証券会社等への措置</p> <p>(エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p> <p>表記の整理</p>

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改正案	改正理由																										
199	<p>第 5 編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第 1 章 対策の意義</p> <p>第 2 節 東海地震に関する情報 （表中）</p> <table border="1" data-bbox="197 368 1037 882"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報</td> <td>東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、<u>本情報解除</u>が発表される。</td> <td>警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報</td> <td>東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「<u>判定会</u>」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、<u>本情報解除</u>が発表される。</td> <td>準備行動の実施 県民への広報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東海地震に関連する調査情報</td> <td>臨時 (略)</td> <td rowspan="2">情報収集連絡体制</td> </tr> <tr> <td>定例 毎月の<u>定例会</u>で評価した調査結果が発表される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 章 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>■ 基本方針 （中略）</p> <p>○ 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「<u>地震予知情報等</u>」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。</p> <p>○ <u>地震予知情報等</u>に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。</p>	種類	内容等	防災対応	東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、 <u>本情報解除</u> が発表される。	警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策	東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「 <u>判定会</u> 」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、 <u>本情報解除</u> が発表される。	準備行動の実施 県民への広報	東海地震に関連する調査情報	臨時 (略)	情報収集連絡体制	定例 毎月の <u>定例会</u> で評価した調査結果が発表される。	<p>第 5 編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第 1 章 対策の意義</p> <p>第 2 節 東海地震に<u>関連する</u>情報 （表中）</p> <table border="1" data-bbox="1075 368 1915 882"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報</td> <td>東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、<u>その旨が本情報</u>で発表される。</td> <td>警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報</td> <td>東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、<u>その旨が本情報</u>で発表される。</td> <td>準備行動の実施 県民への広報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東海地震に関連する調査情報</td> <td>臨時 (略)</td> <td rowspan="2">情報収集連絡体制</td> </tr> <tr> <td>定例 毎月の<u>定例の判定会</u>で評価した調査結果が発表される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 章 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>■ 基本方針 （中略）</p> <p>○ 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「<u>東海地震に関連する情報等</u>」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。</p> <p>○ <u>東海地震に関連する情報等</u>に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。</p>	種類	内容等	防災対応	東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、 <u>その旨が本情報</u> で発表される。	警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策	東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、 <u>その旨が本情報</u> で発表される。	準備行動の実施 県民への広報	東海地震に関連する調査情報	臨時 (略)	情報収集連絡体制	定例 毎月の <u>定例の判定会</u> で評価した調査結果が発表される。	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
種類	内容等	防災対応																											
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、 <u>本情報解除</u> が発表される。	警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策																											
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「 <u>判定会</u> 」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、 <u>本情報解除</u> が発表される。	準備行動の実施 県民への広報																											
東海地震に関連する調査情報	臨時 (略)	情報収集連絡体制																											
	定例 毎月の <u>定例会</u> で評価した調査結果が発表される。																												
種類	内容等	防災対応																											
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、 <u>その旨が本情報</u> で発表される。	警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策																											
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、 <u>その旨が本情報</u> で発表される。	準備行動の実施 県民への広報																											
東海地震に関連する調査情報	臨時 (略)	情報収集連絡体制																											
	定例 毎月の <u>定例の判定会</u> で評価した調査結果が発表される。																												
201			<p>表記の整理</p>																										

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改正案	改正理由																								
217	<p>第 4 章 発災に備えた直前対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 331 1032 488"> <tr> <td>第 11 節</td> <td>東海財務</td> <td>1(1) 預金取扱金融機関への措置</td> </tr> <tr> <td>金融対</td> <td>局、日本</td> <td>1(2) 保険会社への措置</td> </tr> <tr> <td>策</td> <td>銀行名古屋</td> <td>1(3) 火災共済協同組合への措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋支店</td> <td>1(4) 証券会社への措置</td> </tr> </table>	第 11 節	東海財務	1(1) 預金取扱金融機関への措置	金融対	局、日本	1(2) 保険会社への措置	策	銀行名古屋	1(3) 火災共済協同組合への措置		屋支店	1(4) 証券会社への措置	<p>第 4 章 発災に備えた直前対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1072 331 1908 488"> <tr> <td>第 11 節</td> <td>東海財務</td> <td>1(1) 預金取扱金融機関への措置</td> </tr> <tr> <td>金融対</td> <td>局、日本</td> <td>1(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置</td> </tr> <tr> <td>策</td> <td>銀行名古屋</td> <td>1(3) 火災共済協同組合への措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋支店</td> <td>1(4) 証券会社等への措置</td> </tr> </table>	第 11 節	東海財務	1(1) 預金取扱金融機関への措置	金融対	局、日本	1(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置	策	銀行名古屋	1(3) 火災共済協同組合への措置		屋支店	1(4) 証券会社等への措置	<p>対策の整備</p> <p>表記の整理</p>
第 11 節	東海財務	1(1) 預金取扱金融機関への措置																									
金融対	局、日本	1(2) 保険会社への措置																									
策	銀行名古屋	1(3) 火災共済協同組合への措置																									
	屋支店	1(4) 証券会社への措置																									
第 11 節	東海財務	1(1) 預金取扱金融機関への措置																									
金融対	局、日本	1(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置																									
策	銀行名古屋	1(3) 火災共済協同組合への措置																									
	屋支店	1(4) 証券会社等への措置																									
233	<p>第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>7 日本放送協会名古屋放送局における措置</p> <p>(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等 また、地震予知情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。</p>	<p>第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>7 日本放送協会名古屋放送局における措置</p> <p>(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等 東海地震に関連する情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。</p>	<p>表記の整理</p>																								
234	<p>第 11 節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(2) 保険会社への措置</p> <p>ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応</p> <p>(ウ) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社の円滑な遂行を期するため、営業の開始・再開は行わない。</p> <p>(オ) 発災後の保険会社の応急措置については、第 4 編第 1 章第 2 節 1(2)イに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p> <p>イ 強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応</p>	<p>第 11 節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の警戒宣言時の対応</p> <p>(ウ) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社及び少額短期保険業者の円滑な遂行を期するため、営業の開始・再開は行わない。</p> <p>(オ) 発災後の保険会社及び少額短期保険業者の応急措置については、第 4 編第 1 章第 2 節 1(2)イに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p> <p>イ 強化地域外に営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の警戒宣言時の対応</p>	<p>対策の整備</p>																								
235	<p>(4) 証券会社への措置</p> <p>ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く証券会社の警戒宣言時の対応</p> <p>(ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等の窓口における営業を停止すること。</p>	<p>(4) 証券会社等への措置</p> <p>ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応</p> <p>(ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等の窓口における業務を停止すること。</p>	<p>表記の整理</p>																								

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）	改正案	改正理由						
239	<p>(イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、<u>営業停止等</u>を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。</p> <p>(ウ) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の<u>証券会社</u>の円滑な遂行を期すため、<u>営業</u>の開始・再開は行わない。</p> <p>(エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の<u>営業</u>を行うこと。</p> <p>(オ) 発災後の<u>証券会社</u>の応急措置については、第 4 編第 1 章第 2 節 1(2)エに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p> <p>イ 強化地域外に営業所を置く<u>証券会社</u>の警戒宣言時の対応</p> <p>強化地域内の<u>本店及び支店等</u>が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の<u>支店及び本店等の営業所</u>は、平常どおり<u>営業</u>する。</p> <p>第 5 章 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 県は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川・海岸、港湾・漁港、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 1182 1032 1455"> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(追加)			<p>(イ) <u>業務停止等</u>を取引者に周知徹底させる方法は、<u>業務停止等</u>を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。</p> <p>(ウ) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の<u>証券会社等</u>の円滑な遂行を期すため、<u>窓口業務</u>の開始・再開は行わない。</p> <p>(エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の<u>業務</u>を行うこと。</p> <p>(オ) 発災後の<u>証券会社等</u>の応急措置については、第 4 編第 1 章第 2 節 1(2)エに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p> <p>イ 強化地域外に営業所又は事務所を置く<u>証券会社等</u>の警戒宣言時の対応</p> <p>強化地域内の<u>営業所又は事務所</u>が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の<u>営業所又は事務所</u>は、平常どおり<u>業務</u>を行う。</p> <p>第 5 章 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 県は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川・海岸、港湾・漁港、<u>空港</u>、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1072 1182 1908 1455"> <tr> <td>第 4 節 <u>空港</u></td> <td>県</td> <td>名古屋飛行場については、東海地震注意情報発表時から次の措置をとる。 (1) 原則として空港運用を継続 (2) 空港利用者等に対する情報提供 (3) 火災予防のための応急措置 (4) 避難器具、避難経路及び所管施</td> </tr> </table>	第 4 節 <u>空港</u>	県	名古屋飛行場については、東海地震注意情報発表時から次の措置をとる。 (1) 原則として空港運用を継続 (2) 空港利用者等に対する情報提供 (3) 火災予防のための応急措置 (4) 避難器具、避難経路及び所管施	<p>対象施設の追加</p> <p>対象施設の追加</p>
(追加)									
第 4 節 <u>空港</u>	県	名古屋飛行場については、東海地震注意情報発表時から次の措置をとる。 (1) 原則として空港運用を継続 (2) 空港利用者等に対する情報提供 (3) 火災予防のための応急措置 (4) 避難器具、避難経路及び所管施							

頁	現行（平成 23 年 6 月修正）			改 正 案			改正理由
241						設等の点検 (5) 工事の中止	対象施設の追加
	第 4 節 不特定かつ多数の者 が出入りする施設 (追加)	県	(略)	第 5 節 不特定かつ多数の者 が出入りする施設	県	(略)	
243	第 4 節 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略)			第 5 節 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略)		第 4 節 空港 県（地域振興部）における措置 名古屋飛行場は、東海地震注意情報が発表された段階から、空港利用者の安全を確保するため、次の措置をとるものとする（名古屋飛行場は強化地域外）。 (1) 原則として空港の運用を継続する（ただし運航者に対して運航の自粛を要請）。 (2) 空港利用者及び空港内事業者に対し、東海地震に関連する情報の内容を周知し、公共交通機関の運行停止等の情報を提供する。 (3) ガス・燃料漏れ防止等火災予防のための応急措置を講じる。 (4) 避難器具、避難経路及び航空保安施設等所管施設の点検を行う。 (5) 実施中の工事を所要の安全措置を施した上で中止する。	
	第 5 節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置 (略)			第 6 節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置 (略)		第 5 節 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略)	
	第 6 節 工事中の建築物等に対する措置 (略)			第 7 節 工事中の建築物等に対する措置 (略)		第 6 節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置 (略)	